| | | |
|---|---|---|
| ⑵　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第12項第１号から第６号まで並びに第８号及び第９号に掲げる措置から記載すること。<br>⑶・⑷　［略］<br>［略］<br>**様式第２**<br>［略］<br>中小企業等経営強化法第19条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。<br>［略］<br>（記載要領）<br>申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第19条第５項の認定要件を満たすことを示すこと。<br>［略］<br>１～５　［略］<br>６　経営力向上の内容<br>⑴～⑶　［略］<br>⑷　事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第12項各号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。<br>⑸～⑺　［略］<br>７　［略］<br>８　経営力向上設備等の種類<br>⑴～⑸　［略］<br>⑹　経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第16条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。<br>⑺・⑻　［略］<br>９　［略］<br>10　事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容<br>⑴　［略］ | ⑵　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第10項第１号から第６号まで並びに第８号及び第９号に掲げる措置から記載すること。<br>⑶・⑷　［略］<br>［略］<br>**様式第２**<br>［略］<br>中小企業等経営強化法第13条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。<br>［略］<br>（記載要領）<br>申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第５項の認定要件を満たすことを示すこと。<br>［略］<br>１～５　［略］<br>６　経営力向上の内容<br>⑴～⑶　［略］<br>⑷　事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第10項各号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。<br>⑸～⑺　［略］<br>７　［略］<br>８　経営力向上設備等の種類<br>⑴～⑸　［略］<br>⑹　経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第８条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。<br>⑺・⑻　［略］<br>９　［略］<br>10　事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容<br>⑴　［略］ |
| ⑵　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第12項第１号から第６号まで並びに第８号及び第９号に掲げる措置から記載すること。<br>⑶・⑷　［略］<br>11　［略］<br>［略］<br>**様式第３**<br>［略］<br>年　月　日付けで認定を受けた経営力向上計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第20条第１項の規定に基づき認定を申請します。<br>［略］<br>**様式第４**<br>［略］<br>年　月　日付けで認定を受けた経営力向上計画に従って事業を承継したことを、中小企業等経営強化法第29条第２項の規定に基づき報告します。<br>［略］ | ⑵　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第10項第１号から第６号まで並びに第８号及び第９号に掲げる措置から記載すること。<br>⑶・⑷　［略］<br>11　［略］<br>［略］<br>**様式第３**<br>［略］<br>年　月　日付けで認定を受けた経営力向上計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第14条第１項の規定に基づき認定を申請します。<br>［略］<br>**様式第４**<br>［略］<br>年　月　日付けで認定を受けた経営力向上計画に従って事業を承継したことを、中小企業等経営強化法第23条第２項の規定に基づき報告します。<br>［略］ |
| 備考　表中の［　］は注記である。 | |

**附　則**

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

**○内閣厚生労働省、国土交通省、環境省、農林水産省、経済産業省、財務省令第二号**

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第八条第一項、第九条第一項及び第十三条の規定に基づき、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭